

ファミリーライフサービスの【フラット50】S

2026年

2月

ご融資
実行金利

※【フラット50】Sは【フラット35】Sのうち返済期間が36年以上50年以下の商品です。

融資金額が建設費・購入価額の9割までのご融資

優良住宅取得支援制度と維持保全型の併用で、金利引下げを反映した金利です。《当初5年間 年▲0.75%》

当初5年間

年 **1.630%** ●6年目以降
年 **2.380%**

事務手数料(消費税込)

融資金額 × 2.2%
最低事務手数料220,000円

[※実質年率15.0%以下]

★実行金利は毎月改定されます。
★ご融資金利は、ご融資実行時の
金利が適用されます。

融資金額が建設費・購入価額の9割超～10割までのご融資

○融資率／フラット50に係る融資上限率を借入価格の90%とします。なおフラット35との併せ融資をご利用いただくことで、物件価格の100%までの融資をご利用頂けます。
優良住宅取得支援制度と維持保全型の併用で、金利引下げを反映した金利です。《当初5年間 年▲0.75%》

当初5年間

年 **1.740%** ●6年目以降
年 **2.490%**

事務手数料(消費税込)

融資金額 × 2.2%
最低事務手数料220,000円

[※実質年率15.0%以下]

★実行金利は毎月改定されます。
★ご融資金利は、ご融資実行時の
金利が適用されます。

《フラット50S商品内容》

- 対象住宅／長期優良住宅もしくは予備認定マンション、管理計画認定マンションを取得する住宅とします。
- 償還期間／償還期間の上限は50年です。○完済年齢／債務者(親子リレー返済の場合は後継者)の完済時年齢は80歳未満となります。
- (注1)上記の借入金利は、新機構団信付きの【フラット50】の借入金利です。

加入する団体信用生命保険の種類に応じて【フラット50】の借入金利は異なります。※いずれの場合も事務手数料を含む実質年率は15.0%以下です。

新機構団信(デュエット(ペア連生団信))の場合 ➤ 新機構団信付きの【フラット50】の借入金利+0. 18%

新3大疾病付機構団信の場合 ➤ 新機構団信付きの【フラット50】の借入金利+0. 24%

- (注2)健康上の理由その他の事情で団体信用生命保険に加入されない場合は、「新機構団信付きの【フラット50】の借入金利-0.2%」でご利用いただけます。
(注3)維持保全型とは、維持保全・維持管理に配慮した住宅や既存住宅の流通に資する住宅を取得する場合に借入金利を一定期間引き下げる制度です。

※次の①及び②の要件を満たす方が優良住宅取得支援制度の対象となります。①【フラット35】Sの受付期間中に【フラット35】Sの借入申込みを行った方(受付終了日は3週間前迄に機構HPのフラット35サイトで告知されます。)②フラット35の技術基準に加えて優良住宅取得支援制度の基準に適合していることを証明する「適合証明書」を当社に提出された方(提出は①の受付終了後でもかまいません。)



株式会社 ファミリーライフサービス
貸金業者登録 関東財務局長(6)第01477号・日本貸金業協会会員 第002122号
東京都武蔵野市境2-12-13 TEL0422-37-8088 FAX0422-37-8086
<https://www.familyls.jp>



お問い合わせ



0120-068-035

【フラット35】元利均等毎月払い・元金均等毎月払い(6月毎ボーナス併用可)／毎月5日にお客様の預金口座から口座振替により返済(休日の場合翌金融機関営業日)※約定返済日は毎月13日／遅延損害金:年率14.5%／住宅金融支援機構による第1順位抵当権設定/融資期間:①②のいずれか短い方①36年(431回)以上50年(600回)以内[1年単位]②完済時年齢が80歳となるまでの年数/実質年率15.0%以下／借入期間フラット50の場合50年繰上返済無の場合です。)／保証人不要／貸付限度額8,000万円以内

《今月の融資実行は13日を除く全ての営業日で可能です》

返済等でお悩みの方は

日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センター

TEL0570-051-051

※㈱ファミリーライフサービスの審査、ローンを買い取ることを予定している住宅金融支援機構の審査
又は提携金融機関の審査の結果によってはローンご利用のご希望に添えない場合がございますのでご了承ください

■広告有効期限:2026年2月28日